

組合規程の改定について

組合規程を下記のとおり改定いたします。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧条文対照表

28. 個人情報保護管理規程

[別表2] 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

新	旧
1～3 略	1～3 略
4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】 ・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像 取り込み処理の委託 【審査支払機関への情報提供を伴う事例】 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替の ための加入者情報の提供 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替の ための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供	4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】 ・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像 取り込み処理の委託
5～7 略	5～7 略
8 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録 【組合の事務所処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・特定健診データ	8 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

附則 この規程は、令和3年10月25日から適用する。

ダイハツ健康保険組合
理事長 竹田 眞也